

# まん延防止等重点措置解除後の感染リバウンド防止対策(概要)

## 1. 趣 旨

まん延防止等重点措置は解除されるが、新規感染者数は下げ止まりの状況が続いており、本県としての行動制限解除の目安をクリアできていない状況にある。また、変異ウイルスの増加が懸念され、東京、大阪などでは感染者の増加が見られるなど、十分な警戒が必要である。

このため、重点措置解除後において、絶対に感染リバウンドさせないために、引き続き、感染収束に向けて取り組む。

## 2. 感染リバウンド防止対策

まん延防止等重点措置 (特措法第31条の6第1,2項、第24条第9項)	感染リバウンド防止対策 (特措法第24条第9項)
区域：県全域 (措置区域：神戸市・阪神南・阪神北・東播磨・姫路市)	区域：県全域
期間：R3年6/21(日)～7/11(日)[21日間]	期間：R3年7/12(月)～7/31(土)[20日間]
<p><b>[外出自粛]</b> ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛等</p> <p><b>[飲食店]</b> (措置区域) ○時短要請 ・ 5時～20時 ○酒類提供 ・ 11時～19時、 (酒類提供の場合の一定要件遵守) ・ 土日の酒類提供を禁止(県独自)</p> <p>○感染対策徹底 (その他区域) ○時短要請 ・ 5時～21時(県独自) ○酒類提供 ・ 11時～20時(県独自) ○感染対策徹底</p> <p><b>[多数利用施設]</b> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底 (措置区域) ○20時までの時短協力要請(酒類提供19時、 土日の酒類提供禁止)</p> <p>(その他区域) ○21時までの時短協力要請(酒類提供20時)</p> <p><b>[イベント開催制限]</b> ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内(大声を出さない場合100%以内) 人数上限：5千人</p> <p><b>[出勤抑制]</b> ○在宅勤務(テレワーク)の推進</p>	<p><b>[外出自粛]</b> ○感染拡大地域との不要不急の往来の自粛等</p> <p><b>[飲食店]</b> (神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市) ○時短要請 ・ 5時～<u>20時30分</u> ○酒類提供 ・ 11時～<u>19時30分</u> ・ <u>土日の酒類提供は禁止しない。</u></p> <p>(東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) ○時短要請 ・ 5時～<u>21時30分</u> ○酒類提供 ・ 11時～<u>20時30分</u></p> <p>(共通) ○感染対策徹底 ・ 酒類提供の場合の一定要件遵守 ・ 「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 ○カラオケ設備の利用自粛</p> <p><b>[多数利用施設]</b> ○イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請 ○業種別ガイドラインを踏まえた感染対策の徹底 (神戸市・阪神南・阪神北地域、明石市) ○<u>20時30分</u>までの時短協力依頼 (酒類提供 <u>19時30分</u>)</p> <p>(東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域) ○<u>21時30分</u>までの時短協力依頼 (酒類提供 <u>20時30分</u>)</p> <p><b>[イベント開催制限]</b> ○国の開催基準に準拠 収容定員：50%以内(大声を出さない場合100%以内) 人数上限：<u>1万人</u></p> <p><b>[出勤抑制]</b> ○在宅勤務(テレワーク)の推進</p>

「一定要件」：アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内